

令和 3 年

第 2 回浦幌町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 1 日 開会
令和 3 年 6 月 1 1 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和3年第2回浦幌町議会定例会（第1号）

令和3年6月1日（火曜日）

開会 午前10時00分

散会 午前11時45分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 報告第 1号 株式会社ユーエム経営状況等報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和2年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 8 議案第45号 浦幌町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第46号 地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第47号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第11 議案第48号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第49号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算
- 日程第13 議案第50号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算
- 日程第14 議案第51号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算
- 日程第15 議案第52号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算
- 日程第16 議案第53号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算
- 日程第17 同意第 1号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特 別 職

町 長	水 澤 一 廣
副 町 長	山 本 輝 男

町 部 局

総 務 課 長	獅 子 原 将 文
まちづくり政策課長	岡 崎 史 彦
町 民 課 長	佐 藤 亘
こども子育て支援課長	正 保 操
保健福祉課長	廣 富 直 樹
産 業 課 長	小 川 博 也
施 設 課 長	早 瀬 実
上浦幌支所長	小 林 昭 典
会 計 管 理 者	山 本 浩 宣
診 療 所 事 務 長	鈴 木 広

教育委員会

教 育 長	水 野 豊 昭
教 育 次 長	熊 谷 晴 裕

農業委員会

会 長	小 川 博 幸
事 務 局 長	坂 下 利 行

監 査 委 員

代表監査委員	神 谷 敏 昭
--------	---------

○出席議会事務局職員

局 長	小 島 師 紀
議 事 係 長	川 上 信 義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第2回浦幌町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第2回浦幌町議会定例会の運営について、去る5月25日午前に開催した議会運営委員会の協議結果について報告します。

委員会には、委員全員と正副議長出席の下、理事者の出席を求め、今期定例会に提出される議案の説明を受け、日程及び運営について協議を行いました。

本定例会における議案は、町長提出として報告2件、一般議案2件、令和3年度各会計補正予算7件、同意1件であり、議会提出は発委、発議等であります。一般質問は、6月8日に行うことといたしました。以上の内容を踏まえ、会期は本日から6月14日までの14日間をお願いします。

本日の会議は、議長の議事日程表のとおり、諸般の報告、行政報告に続き、報告第1号及び第2号の2件、一般議案第45号及び第46号の2件、令和3年度一般会計ほか各特別会計補正予算は議案第47号から第53号までの7件、同意第1号の1件の審議を予定しております。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申入れを行っております。

以上、議会運営委員会において協議をした結果であります。議員各位のご協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今期定例会においても拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用にて会議を行うこととしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、澤口敏晴議員、6番、安藤忠司議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの14日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの14日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年5月18日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、令和3年5月17日から令和3年5月31日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

次に、令和3年5月17日、令和3年第3回浦幌町議会臨時会において設置された議会広報編集特別委員会が同日午後開催され、委員長に澤口敏晴議員、副委員長に栗山博文議員が互選されました。

次に、監査委員から提出のあった令和2年度2月分から令和2年度及び令和3年度4月分の例月出納検査報告につきましては、事前に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、令和3年3月31日開会の浦幌町議会第1回定例会で可決された選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書につきましては、同日付で衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年5月17日から令和3年5月31日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事の入札結果につきましては、交付金事業相川川西線改良工事ほか12件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、交付金業務錦橋ほか2橋橋梁補修詳細調査設計委託業務ほか4件であります。

その他について、北海道における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う対応について報告をいたします。新型コロナウイルス感染症対策として北海道に令和3年5月16日から5月31日まで緊急事態宣言が発令されたことに伴い、市町村の公共施設について感染状況や施設の目的を踏まえて順次休館などを検討するよう北海道から協力を依頼されたため、5月17日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、公共施設の休館等について協議いたしました。その結果、各公民館、図書館、博物館、総合スポーツセンター、健康公園、多目的広場、町民球場、各パークゴルフ場、複合施設フタバ、常室ラボ、森林公園キャンプ場、留真温泉コテージ等について5月19日から5月31日まで臨時休業とし、留真温泉については営業時間を午後8時までに短縮、酒類の提供については午後7時までといたしました。これらの内容について新聞折り込み、町ホームページ、メールマガジン、ライン及び地デジ広報により町民の皆様へ周知を図るとともに、緊急事態宣言発令に伴う感染防止行動の実践、行動のポイントについても町ホームページ等により周知を図ったところ です。

5月28日には北海道における緊急事態宣言の6月20日までの延長が決定したことから、本町における公共施設の臨時休館、営業時間の変更等についても同様に延長することを決定し、町民の皆様へ周知いたしました。

浦幌町立小学校及び中学校の新型コロナウイルス感染症対策については、北海道教育庁などの通知や文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき感染症対策を徹底し授業を実施しており、中学校の部活動については原則休止、少年団活動については各団体に中止の要請を行っております。5月22日及び29日に開催を予定していた上浦幌学園大運動会及び浦幌中学校体育祭は、感染リスクが高い行事のため開催時期を延期し、6月5日に開催を予定していた浦幌小学校運動会についても緊急事態宣言期間の延長を受け、延期することとしたところ です。

ワクチン接種業務につきましては、社会福祉施設等に入所されている65歳以上の方の2回目の接種を5月31日から実施し、6月2日に完了する予定です。なお、入所されている方を除く65歳以上の対象者に対する1回目接種につきましては5月30日現在において予約者数1,550人、予約率86.6%、5月26日から3会場で開始した集団接種による1回目接種完了者は672人となり、本町全体の65歳以上の対象者の接種率につきましては37.5%となっております。また、65歳未満であり、16歳以上の方に対するワクチン接種の実施時期につつま

しては、国からのワクチン供給状況により判断することとし、早くても7月中旬に開始する準備を進めてまいります。

十勝管内においては、新規感染者数は高止まりが続いております。町としましては、今後も最新情報の発信と早期のワクチン接種完了に向けた取組に努めてまいりますので、町民の皆様には引き続き感染防止対策、感染拡大防止に向けたより一層の取組を実践されるようお願いを申し上げます。

以上、北海道における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う対応についての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○田村議長 日程第6、報告第1号 株式会社ユーエム経営状況等報告についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、議案書の1ページを御覧願います。報告第1号 株式会社ユーエム経営状況等報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ユーエムの令和2年度決算及び令和3年度事業計画を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。経営状況等報告、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

1、令和3年3月31日現在の会社の概要について申し上げます。

(1) 商標、株式会社ユーエム。

(2) 所在地、浦幌町字万年353番地70。

(3) 会社設立、昭和63年12月22日。

(4) 資本金、5,500万円、発行済み株式、1,100株。株主数、1団体、4会社。

(5) 事業内容、①、浦幌町の委託事業、一般廃棄物処理施設をはじめ12事業、②、ギョウジャンニクを原材料とした製品の製造販売及び地元生産品の販売、③、町営公衆浴場、健康湯の指定管理者として管理を行っております。

(6) 従業員の状況でございますが、男性21名、女性10名、合計31名で、そのほか専務1名となっております。

次のページを御覧ください。2、事業の概況でございます。(1) 委託事業については、一般廃棄物処理施設をはじめ12事業を受託し、30名の職員体制で業務を行ってまいりました。

(2) 販売事業については、新型コロナウイルスにより非常事態宣言が発出され、4月下旬から5月末まで道の駅が実質閉館状態となり、さらには十勝で感染者が激増したため来客数が落ち込みました。また、イベントが全て中止となったため販売活動にかなりの打撃を受けております。ふるさと納税は、前年度比較で若干増えたことと巣籠もりの影響でジギスカン類の売行きがあり、販売事業トータルでは大きな落ち込みはありませんでした。

(3) 健康湯事業については、町外からのお客様が減少しましたが、町内のお客様の利用が伸びたため、落ち込みは最小限に食い止めることができました。例年7月、8月は木曜日のみ休館としていましたが、今年は道外からのお客様の減少が見込まれたため、従前どおり月曜日、木曜日を休館とした結果、人件費及び光熱費等の削減に結果を出すことができました。

次のページを御覧ください。令和3年3月31日現在の貸借対照表の要旨につきましては、説明を省略させていただきます。

次のページを御覧ください。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの損益計算書の要旨について申し上げます。経常損益につきましては、営業損益の部、売上高は1億3,828万1,243円、売上げ原価は908万4,661円、販売及び一般管理費は1億2,640万1,526円、営業利益は279万5,056円、営業外損益、営業外収益は127万2,233円、営業外費用は5万5,499円、経常利益が401万1,790円になりました。特別損失が2万8,699円、法人税等充当額が110万6,531円、当期純利益が287万6,560円、前期繰越利益がマイナス1,996万7,243円、当期未処分利益がマイナス1,709万683円でございます。

次のページを御覧ください。令和3年度事業計画について申し上げます。1、委託事業については、公的な事業に携わっているという自覚を常に持ち、業務を遂行いたします。

2、販売事業については、新型コロナウイルスの終息が見えない中、道の駅、各イベントでの収益は手探りの状態が続くものと見ております。ギョウジャニンニク生食は、年々需要が高まっており、今後も増加が期待できます。今年度の取組としては、記載しております3項目について重点的に取り組んでまいります。

3、健康湯事業については、公正、公平と個人情報保護を基本とし、感染症対策を徹底し、お客様、職員の健康を守りつつ事業を推進してまいります。

次のページを御覧ください。令和3年度事業総括収支計画について申し上げます。事業収入の販売事業が2,600万円、受託事業及び指定管理事業が1億3,348万6,405円、事業収入を合計いたしまして1億5,948万6,405円、事業支出の販売事業の商品及び原料費が1,300万円、営業経費及び管理費が700万円、計2,000万円、受託事業及び指定管理事業の各事業所支出経費が1億2,548万6,405円、一般管理経費が800万円、計1億3,348万6,405円、事業支出を合計いたしまして1億5,348万6,405円、粗利益は600万円でございます。

次のページの令和3年5月31日現在の株式会社ユーエム役員名簿につきましては、御覧おきを願います。

以上で報告を終わらせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○田村議長 日程第7、報告第2号 令和2年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書9ページを御覧願います。報告第2号 令和2年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度浦幌町一般会計の繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。令和2年度浦幌町一般会計繰越明許費繰越計算書。2款総務費、1項総務管理費、事業名、役場庁舎会議室拡張事業、金額500万円、翌年度繰越額500万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額100万円、翌年度繰越額100万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、保健福祉センター空調設備設置事業、金額2,350万円、翌年度繰越額2,350万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業、金額4,675万円、翌年度繰越額4,675万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、畜産・酪農収益強化整備特別対策事業（施設整備事業）、金額1億9,318万4,000円、翌年度繰越額1億9,318万4,000円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、栄穂地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,360万円、翌年度繰越額1,360万円、財源内訳につきましては国、道支出金570万円、その他、これは受益者負担金になりますが、600万円、一般財源190万円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、恩根内地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額340万円、翌年度繰越額340万円、財源内訳につきましては国、道支出金142万円、その他、受益者負担金が150万円、一般財源48万円でございます。

7款1項商工費、事業名、レストラン施設トイレ改修事業、金額1,500万円、翌年度繰越

額1,500万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小中学校空調設備設置事業、金額2,220万円、翌年度繰越額2,220万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

10款教育費、4項社会教育費、事業名、厚内公民館トイレ改修事業、金額2,000万円、翌年度繰越額2,000万円、財源内訳につきましては全額国、道支出金でございます。

合計につきましては、金額3億4,363万4,000円、翌年度繰越額3億4,363万4,000円、財源内訳につきましては国、道支出金3億3,375万4,000円、その他750万円、一般財源238万円でございます。

これら全て令和3年第1回町議会定例会におきまして議決を賜りました繰越明許費補正の内容でございます。

以上で報告を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○田村議長 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

◎日程第8 議案第45号

○田村議長 日程第8、議案第45号 浦幌町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書の12ページを御覧願います。議案第45号 浦幌町営住宅条例の一部改正について。

浦幌町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町営住宅条例の一部を改正する条例。

浦幌町営住宅条例（平成9年浦幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正が行われ、公営住宅等の入居収入基準等について政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなりました。当時は従来の基準を維持することが適切であると判断し、条例改正を行いました。近年町営住宅の空き家率が高くなっており、本来の入居対象者の入居が阻害されないものと推測されるため、裁量階層の拡充と収入基準を引き上げるものでございます。また、現在は四半期ごとに空き家住宅の公募を実施していますが、入居希望に速やかに対応できるよう毎月公募に変更することに伴い、入居者の公募方法を見直しす

るものでございます。

2の改正の内容でございますが、①は第4条関係で、入居者の公募について役場庁舎及び上浦幌支所における掲示と町ホームページにより実施するものでございます。

②は、第6条第1項第2号ア関係で、公営住宅の裁量階層の入居収入基準を25万9,000円とするものでございます。

③は、第6条第1項第2号ア（ウ）関係で、裁量階層の子育て世帯について中学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯とするものでございます。

④は、第6条第1項第2号ア（エ）関係で、裁量階層に新婚世帯を追加するものでございます。

⑤は、第6条第1項第2号（イ）関係で、災害公営住宅の入居収入基準を25万9,000円とするものでございます。

⑥は、第53条第2項関係で、改良住宅の裁量階層の入居収入基準を15万8,000円とするものでございます。

次に、3の施行期日でございます。この条例は、令和3年7月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料2ページから3ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

10番、森議員。

○森議員 町営住宅の所得の制限の見直しということだと思います。これにつきましては、産業建設常任委員会が公営住宅に関しての所得制限の柔軟な対応ということで今までにも強く行政に申し上げてきたのかなと思います。そういう面では、今回の条例改正は評価するものであります。ただ、引上げのこの幅というのは多分国のほうから来ていると思うのですが、何か基準があつてこのように見直されたのか、その辺分かっていることがありましたらお願いしたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、入居者の公募なのですが、改正前につきましては4項目の中から2項目を公募するということがあったのですが、今回からは2項目をうたうというようなことなのです。これ4項目から2項目になったということにつきましてはどのようなお考えなのか、お願いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、入居基準の金額のことにつきましては、公営住宅法の中で最大限上げられる金額というのが今回改定させていただきました金額となっておりますので、ご理解願います。

2番目の4項目……すみません、その4項目から2項目という話なのですけれども、今

回の改正につきましては入居者の入居希望のニーズにきめ細かく対応できるように公募回数を年4回の四半期ごとから毎月に変更することで柔軟な対応をするということでこの項目から外したものとなっております。改正前の町内各行政区への文書による回覧という部分につきましては、現在の入居申込み状況等を考えるとき直接施設課に来庁する、または電話連絡により空き家状況について申込み状況に応じた内容を聞き取り、その都度状況に応じた対応を取ることが大半であることから、十分な対応ができると考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 入居収入基準につきましては、大体分かったのかなというふうに思います。

ただ、この公募の掲示の場所なのですけれども、(1)、(2)ありますけれども、役場庁舎内、また上浦幌支所、役場につきましては用事のある方でないと来られないのかなと思いますし、町のホームページにつきましても皆さんがきちんと見ているということもないだろうとも思います。掲示するのは私は構いませんが、もう少し場所を広く考えて、少しはビジネス的なお考えも持って例えば公民館だとか、民間でいう金融扱っているところ辺り、そういうところにもこういう公募の掲示をしてもよろしいのではないかと思うのですが、この辺につきましてはどのようにお考えなのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 改正前の周知につきましては各公民館、中央公民館と商工会、それとらほろ農協のほうに回覧部分について周知をしていたところです。それについては、年4回という形での公募を行っていましたので、そういう周知を行っていたのですが、これからは毎月公募という形になるものですから、直接今回の改正させていただきました役場と上浦幌支所、ホームページという形で皆さんに周知と。あとは直接入居希望の方は役場のほうになりお問合せいただくという形できめ細かな対応をしたいと考えておまして、議員のおっしゃるビジネスという形での掲示を多くしておく、皆さんの周知を図ったほうがいいのかということも分かるのですが、周知期間が短くなって、随時募集をかけるということに改正したことによって、先ほどもちょっとお話ししましたように、より申込者の入居の希望に添えるような形でと考えております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 内容は分かりました。この公営住宅の空き家につきましては、昭和の時代に建てられた住宅にも入って、入居している方は冬は寒いですよ、寒いですよというようなことで入居をしております。ただ、今空き家状況を見ますと平成27年、平成26年、25年とそれぞれ新しいところがこれ空いているのです。そういう面では、先ほど言いましたように、広く公募して、人の集まる場所に空き家状況を掲示しましたら町民の皆さん、口コミで

要はこういうところまで入れますよということで1戸でも2戸でも口コミで入っていただければ、町の貴重な財源につながるのではないかと私は思っております。今回はそういう面ではこの所得制限が見直されたということで、空き家の率が下がることを願っておりますし、そのことについても期待をしております。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃる空き家の解消ということにつきましても施設課のほうで十分にPRをさせていただきます、空き家解消に努めてまいりたいと思います。よろしく願います。

○田村議長 副町長。

○山本副町長 施設課長のほうからも答弁をさせていただきましたが、今回公募の方法につきましては、森議員からご質問のあったとおり、もともと4項目ということでありました。そのうち2項目に絞るということになります、もともと4項目ある中でそのうちその方法の中から、2つ以上の方法をもって公募するということになっていましたけれども、それを、先ほど施設課長が話しましたとおり、年4回の公募を毎月公募ということで、そういった公募の回数を増やすことによっていろんな方々に公募の迅速な対応を図りたいと考えています。今まで4回あったものですから、1回を逃すとなかなか期間が空いてしまって、その中で随時公募ということはしていたのですが、お応えすることができなかったものですから、毎月公募の中で、併せましてこの方法につきましてもさらに充実させるような方向を検討してまいりますので、ご協力、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第46号

○田村議長 日程第9、議案第46号 地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは、議案書の14ページを御覧願います。議案第46号 地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例の廃止について。

地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例。

地域振興基金の設置管理及び処分に関する条例（平成2年浦幌町条例第1号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

本条例の廃止につきましては、説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の4ページを御覧願います。このたびの趣旨でございますが、この基金につきましては地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成、地場産業の振興等を図ることを目的に設置しまして、これまで第3期まちづくり計画で実施しました地域振興事業等の財源として繰入れを行ってまいりましたが、計画期間であります最終年度の令和2年度をもちまして基金残高がなくなりましたことから、本条例を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号

○田村議長 日程第10、議案第47号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 別冊補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、議案説明資料5ページを御覧願います。議案第47号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算（第3回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億715万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億6,147万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金272万7,000円を追加し、782万4,000円、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおり、子育てのための施設等利用給付交付金並びに新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を追加するものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金1,953万1,000円を追加し、2,067万円、内容につきましては説明資料5ページに記載のとおり、土地利用規制等対策事業交付金並びに説明資料6ページに記載のとおり、防犯灯LED化電気工事に対する地域づくり総合交付金を追加するものでございます。

2目民生費道補助金9万2,000円を追加し、971万8,000円、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおり、子育てのための施設等利用給付交付金を追加するものでございます。

5目農林水産業費道補助金8,544万5,000円を追加し、1億9,047万5,000円、内容につきましては説明資料10ページから12ページに記載のとおり、浦幌太排水機場及び豊北排水機場の設備更新に要する費用に対する道からの補助金及び強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金並びに畑作構造転換事業補助金を追加するものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金120万円を追加し、834万4,000円、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおり、所得税の更正請求に伴う個人町道民税の還付金増加による道税徴収取扱い委託金を追加するものでございます。

18款繰入金、2項1目基金繰入金7,096万円を追加し、5億1,434万1,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金並びにふるさとづくり基金繰入金を追加するものでございます。

20款諸収入、4項受託事業収入、3目農業費受託事業収入10万円を追加し、102万9,000円、内容につきましては説明資料5ページに記載のとおり、農業者年金基金受託事業収入を追加するものでございます。

5項1目雑入2,710万円を追加し、3,583万5,000円、内容につきましては説明資料14ペー

ジに記載のとおり、道道直別共栄線改良工事に伴い支障となる防災行政無線再送信子局の移設に要する費用に対する道からの補償料を追加するものでございます。

8 ページを御覧願います。3、歳出でございますが、初めに正職員及びフルタイム会計年度任用職員の人件費の補正について一括説明をさせていただきます。内容といたしましては、本年度新規採用者の給与等確定による変更、4月1日付人事異動に伴う科目間変更、扶養手当の支給区分変更などによる補正でございます。一般会計、特別会計合わせまして、2 節給料で641万9,000円の減額、3 節職員手当等で519万1,000円の減額、4 節共済費で476万1,000円の減額、合計で1,637万1,000円の減額となるものでございます。なお、補正の内容が人件費のみの目につきましては説明を省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費81万6,000円を減額し、3 億337万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

5 目財産管理費118万9,000円を追加し、3,860万7,000円、内容につきましては説明資料5 ページに記載のとおり、本年度解体予定であります旧上浦幌小学校収容物に係る廃棄手数料を追加するものでございます。

7 目企画費 3 万1,000円を追加し、1 億3,474万5,000円、内容につきましては説明資料5 ページに記載のとおり、土地利用規制等対策事業に要する費用を追加するものでございます。

10 目生活安全推進費3,900万円を追加し、5,936万5,000円、内容につきましては説明資料6 ページに記載のとおり、防犯灯のLEDランプへの交換に係る工事費を追加するものでございます。詳細につきましては説明資料27ページの政策等調書に記載のとおりでございます。本年度と来年度、2 か年で実施するものでございます。

13 目諸費41万3,000円を追加し、4,143万2,000円、内容につきましては説明資料6 ページに記載のとおり、川上近隣センターのストーブ更新に係る費用及び高等学校生徒遠距離通学費補助金を追加するものでございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費489万2,000円を追加し、2,813万5,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

2 目賦課徴収費150万円を追加し、1,375万5,000円、内容につきましては説明資料7 ページに記載のとおり、所得税の更正請求に伴う個人町道民税の還付金を追加するものでございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費218万3,000円を追加し、1,043万6,000円。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費31万1,000円を減額し、1,760万4,000円。

これらいずれも人件費の補正でございます。

10 ページを御覧願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費49万6,000円を追加し、3 億3,682万1,000円、内容につきましては人件費の補正及び国民健康保険事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費499万2,000円を減額し、3,600万2,000円、内容に

つきましては人件費の補正及び説明資料7ページに記載のとおり、子育てのための施設等利用給付費を追加するものでございます。

2目児童措置費254万2,000円を追加し、4,823万3,000円、内容につきましては説明資料7ページに記載のとおり、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給に要する費用を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料28ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

3目認定子ども園運営費977万3,000円を減額し、1億4,210万7,000円。

4目へき地保育所運営費6万円を減額し、2,924万9,000円。

6目子ども発達支援センター運営費1,091万3,000円を追加し、3,572万5,000円。

8目子育て支援センター費832万1,000円を減額し、1,362万6,000円。

これらは、いずれも人件費の補正でございます。

12ページを御覧願います。3項老人福祉費、1目老人福祉総務費85万7,000円を追加し、2億1,423万5,000円、内容につきましては介護保険特別会計繰出金を追加するものでございます。

3目老人ホーム費274万円を減額し、2億1,473万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費276万3,000円を減額し、2億4,964万8,000円、内容につきましては人件費の補正及び簡易水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

2目予防費につきましては、説明資料8ページに記載のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を組み替えるものでございます。

3目環境衛生費36万7,000円を追加し、4,030万7,000円、内容につきましては説明資料9ページに記載のとおり、特定空き家等解体補助金の追加及び個別排水処理特別会計繰出金を減額するものでございます。

5目医療対策費191万円を減額し、1億3,756万1,000円、内容につきましては浦幌町立診療所特別会計繰出金を減額するものでございます。

8目保健福祉センター管理費100万円を追加し、1,701万4,000円、内容につきましては説明資料9ページに記載のとおり、令和3年3月31日付で受けた指定寄附に伴う体組成計等の購入に要する費用を追加するものでございます。

5款労働費、1項1目労働諸費480万円を追加し、2,074万4,000円、内容につきましては説明資料10ページに記載のとおり、雇用促進事業補助金を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費408万4,000円を減額し、2,752万円。

14ページ御覧願います。2目農業総務費8万7,000円を追加し、4,374万9,000円。

これらは、いずれも人件費の補正でございます。

3目農業振興費7,791万4,000円を追加し、1億3,317万5,000円、内容につきましては説明資料10ページ及び11ページに記載のとおり、強い農業・担い手づくり総合支援事業交付

金並びに畑作構造転換事業補助金を追加するものでございます。

5目畜産振興費129万5,000円を追加し、4,183万7,000円、内容につきましては説明資料11ページに記載のとおり、浦幌家畜診療所排水施設改良費用負担金を追加するものでございます。

6目土地改良費1,255万1,000円を追加し、1億962万7,000円、内容につきましては説明資料12ページに記載のとおり、浦幌太排水機場及び豊北排水機場の設備更新に要する費用を追加するものでございます。

9目地籍調査費7万7,000円を追加し、6,218万7,000円。

2項林業費、1目林業総務費4万6,000円を減額し、2,268万8,000円。

これらは、いずれも人件費の補正でございます。

3項水産業費、2目水産業振興費395万円を追加し、1,468万6,000円、内容につきましては説明資料12ページに記載のとおり、ケガニ資源管理型漁業振興事業補助金を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料29ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

7款1項商工費、1目商工振興費418万9,000円を追加し、2億678万8,000円、内容につきましては説明資料13ページに記載のとおり、行政ポイント事業に係るポイント付与機借り上げ料及び地場工業等振興補助金を追加するものでございます。

2目観光費430万円を追加し、5,405万3,000円、内容につきましては説明資料13ページに記載のとおり、留真温泉の浄化槽隔壁補修及び屋根補修に要する費用を追加するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費17万5,000円を追加し、3,724万1,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

16ページ御覧願います。2項道路橋梁費、1目土木車両管理費88万7,000円を減額し、9,818万7,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

4項都市計画費、2目公共下水道費603万2,000円を追加し、1億1,666万5,000円、内容につきましては公共下水道特別会計繰出金を追加するものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費119万6,000円を減額し、4,598万4,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

9款1項消防費、3目災害対策費2,710万円を追加し、4,894万4,000円、内容につきましては説明資料14ページに記載のとおり、道道直別共栄線改良工事に伴い支障となる防災行政無線再送信子局の移設に要する費用を追加するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費385万円を減額し、5,438万9,000円。

3項中学校費、4目スクールバス管理費212万2,000円を追加し、7,824万円。

内容につきましては、いずれも人件費の補正でございます。

18ページを御覧願います。4項社会教育費、1目社会教育総務費158万2,000円を減額し、4,603万円、内容につきましては人件費の補正及び説明資料14ページに記載のとおり、費用

弁償を追加するものでございます。

2目公民館運営費119万3,000円を追加し、5,653万3,000円、内容につきましては説明資料14ページに記載のとおり、令和3年3月31日付で受けた指定寄附に伴う各公民館の会議用椅子及び収納台車の購入費用並びに吉野公民館の非常用設備の修繕に要する費用を追加するものでございます。

7目図書館管理費286万4,000円を追加し、4,143万1,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

5項保健体育費、2目社会体育施設費16万9,000円を追加し、1億876万5,000円、内容につきましては説明資料15ページに記載のとおり、浦幌パークゴルフ場センターハウスの水道配管修繕に要する費用を追加するものでございます。

3目給食センター管理費425万7,000円を追加し、7,591万3,000円、内容につきましては人件費の補正でございます。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害応急費2,700万円を追加し、4,348万5,000円。

2項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害応急費500万円を追加し、2,420万円。

これらは、説明資料15ページに記載のとおり、4月17日から18日にかけての大雨等の影響による町道河川及び農業用施設における応急費用を追加するものでございます。記載内容につきましては説明資料17ページに、位置図につきましては説明資料18ページから23ページに記載のとおりでございます。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金2万8,000円を追加し、13万8,000円、内容につきましては説明資料16ページに記載のとおり、地域生活支援事業費国庫補助金等返還金を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 補正予算の8ページ、財産管理費のところでございますが、旧上浦幌小学校の校舎の解体をするということで、その収容物品、廃棄するということの補正ですが、この収容物品、多分小学校で使っていたものでないかなと思います。この辺地域の方に要るものは持っていったらどうか、そういうことはされているのかどうか伺いたい。どうしてかという、今の常室ラボのところにも元の理科室だとか音楽室だとか、そういうところにたくさん備品みたいなものが残っている、今はどうか分かりませんが、以前常室ラボ見に行ったときには残っていた。先日も体育館を見たときにはいろんな、一輪車なのか、何かそういうものもあった。常室ラボのところも見限り鐘、半鐘というか、そういうものも何か時代的というか、骨董品的なものがあつたということで、博物館のほうで持っていったかどうか。私は博物館のほうに持っていったらいいのではないかと話しましたけれども、結局私らが見てもまだ使えそうなものとか、そういう記念

に残るといいますか、そういうものがたくさんあります。その辺はやっておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまのご質問でございますが、上浦幌小学校に関しましては閉校した際に教育委員会のほうで教育委員会の内部、ほかの小中学校などで活用できるものがないかということでまず活用先を探し、その後教育委員会以外の町の施設、保育園ですとか幼稚園ですとか、それ以外の部分でも活用できないかということで、活用できるものは活用するというで持ってっております。その後3工区の、3行政区のほうに地域のほうで活用できるものがないかということで持っていったらついたりとかして、その後町民の方に対して活用できないかということで売払いを実施しております。それで、一応その段階で行政財政から普通財産ということで総務課のほうへの移管を受けているという内容となっております。今回も再度中にあるものについて3行政区の区長さん立会いの下、収容物の確認をしていただきまして、その中で行政区のほうで使いたいとかこれは残しておきたいというものについては全て、軽スポーツセンターが残りますので、そちらのほうに移設をしていただきまして、その上博物館等でも活用できるものがないかということで学芸員立会いの下、そういったものも持っていけるものは持っていただいで、それでどこでも必要がないというものを廃棄するのに今回補正計上しているもの、これらを計上した中で全てそれらを廃棄をし、その後解体をするということとしているものがございます。常室の関係については私どものほう把握していないので、その件は何とも言えないのですが、上浦幌小学校の関係につきましてはそのような経過をたどっているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 分かりました。

ここには関係してこないかもしれないけれども、先ほど言った常室ラボのところのそういう備品類も、どこの課ということはないと思うのですが、この辺どこかの課で対応できないかどうか。上浦幌の旧小学校みたいに解体するのならきれいさっぱりなくなるけれども、今常室ラボみたいに使っているところにおいてはやはり将来的にもまだ残っていくのではないかなと思います。そして、見た感じは結構備品的なものはあったのですが、今どうなっているかちょっと分からないですけれども、その辺についてもお願いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 私のお話しできる範疇であるのですが、実は上浦幌の収容物、博物館の学芸員と一緒に見に行った際に学芸員のほうから常室にもいいものというか、博物館として保管しておきたいものがあるというお話がございまして、ただその辺の経過が分から

なかったものですから、それで私どものほうでは博物館のほうで残しておいたほうがいいというものについてはそれ私どものほうにこういったものを博物館のほうに収容することにしたということをお伝えいただければ、収容し、保管することも可能だということをお伝えしておりますので、重要なものというか、歴史的な価値のあるようなもの、そういったものについては博物館のほうに移設をするようにというお話はしてございます。それ以外の部分については私のほうもどういうものがあるかという確認ができていないものですから、それらについては中身等確認、あともとの経過、どのような形でそのようなになっているかということもちょっと確認した上で対応等考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 どちらにしても学芸員が持っていった後、残ったものはごみということになると思うのです。ですから、このように手数料で廃棄するとか、そういうことをやっぱりやったほうが私はいいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 常室の関係は今確認しますが、それで今言われたようなことがあるものですから、実は昨年ですとか厚内幼稚園ですとか旧厚内小学校、閉校になった際には私どものほうに普通財産として移管する際には全て今言ったような手続、地域への払下げですとか、そういったものですとか、あと不要なものは処分していただくとか、そういったもの終了した段階で私どものほうに移管をするようにということでお話をしてございます。最近の建物についてはそういった形を取っておりますので、今後このような形で追加で廃棄手数料必要というものは厚内とかに限ってはないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。
よって、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時23分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。
休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第11 議案第48号

○田村議長 日程第11、議案第48号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊の議案書は20ページをお開き願います。議案第48号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億6,721万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正並びに22ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、1総括は、説明を省略させていただきます。

23ページを御覧願います。あわせて、説明資料は24ページをお開き願います。今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の追加及び事務費を追加する補正内容でございます。

2、歳入、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、18万7,000円を追加し、6,537万4,000円、人事異動に伴う人件費及び事務費の繰入金を追加補正する内容でございます。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費18万7,000円を追加し、2,823万9,000円、人事異動に伴う人件費及び説明資料記載のとおり、特別調整交付金交付基準の一部改正に伴う国保事業状況報告システムクラウドに係る様式を追加するためのシステム改修費を追加補正する内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号

○田村議長 日程第12、議案第49号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊の議案書は24ページをお開き願います。議案第49号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の介護保険特別会計補正予算(第1回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億9,243万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次のページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○田村議長 日程第13、議案第50号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 別冊議案書28ページをお開き願います。あわせまして、説明資料25ページを御覧願います。議案第50号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億4,810万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

29ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正及び30ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

31ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金191万円を減額し、1億2,400万3,000円、一般会計繰入金の減額の内容でございます。

3、歳出、1款1項診療所費、2目医業費191万円を減額し、2億8,826万7,000円、人件費の減額補正のほか、説明資料に記載のとおり、胃カメラとして使用している上部消化管汎用ビデオスコープが経年劣化により故障したことから、修理に要する経費を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○田村議長 日程第14、議案第51号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 別冊の補正予算書32ページを御覧願います。あわせまして、説明資料26ページを御覧願います。議案第51号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の公共下水道特別会計補正予算(第1回)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,008万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

33ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに34ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

35ページを御覧願います。2、歳入、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金603万2,000円を追加し、1億1,666万5,000円、内容につきましては一般会計からの繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費603万2,000円を追加し、4,135万5,000円、内容につきましては説明資料26ページに記載のとおり、本年度分解整備を計画していた浦幌終末処理場ナンバー2汚泥脱水機洗浄装置が令和3年4月7日に故障し、応急修繕により運転可能状態へ復旧したが、詳細診断の結果、本体に変形が見られ、継続運転により破損するおそれがあることから、当初計画していた修繕料による分解整備を組み替え、新たに洗浄装置を更新するための工事請負費に関わる費用を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第52号

○田村議長 日程第15、議案第52号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書36ページを御覧願います。議案第52号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の個別排水処理特別会計補正予算(第1回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,745万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第53号

○田村議長 日程第16、議案第53号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書40ページを御覧願います。議案第53号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億6,880万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

このたびの補正予算につきましては人件費の補正のみで、次ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 同意第1号

○田村議長 日程第17、同意第1号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 同意1号 浦幌町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

浦幌町固定資産評価審査委員会委員、三本木守は、令和3年6月23日をもって任期満了となるので、浦幌町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月1日提出、浦幌町長。

記、氏名は杉江慶一であります。生年月日、住所、職業につきましては記載のとおりであります。

杉江慶一氏につきましては、固定資産評価に対する知識、造詣が深いことから、町民の財産であるところの資産評価への信頼を維持するためにも選任していただきたく、同意を求めるものであります。なお、任期につきましては令和3年6月24日から令和6年6月23日までであります。

議員各位の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○田村議長 説明が終わりましたので、これより質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から6月7日までの6日間、議事の都合により休会とし、6月8日午前10時から本会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から6月7日までの6日間、議事の都合により休会とし、6月8日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時45分